

令和5年

10月
施行

建築物の解体・改修工事の事前調査は、 『建築物石綿含有建材調査者』の資格が 必要です！！

『建築物石綿含有建材調査者講習』のご案内

石綿に起因する健康被害を防止するため、これまで厚生労働省、国土交通省および環境省が連携し、労働安全衛生法、建築基準法、大気汚染防止法などの様々な法令で規制され、建築物の解体などの前に、専門家による調査の実施が求められており、正確かつ精度の高い専門家の確保が大きな課題となってきたところだ。

このような状況下、令和2年7月の石綿障害予防規則などの改正により、建築物などの解体または改修の作業を行うときには、建築物などの石綿などの使用有無についての調査が必要とされ、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、『建築物石綿含有建材調査者』が行うことが義務付けられました。

〔石綿障害予防規則第3条、関係告示など〕

この調査者については、『建設業労働災害防止協会大分県支部』が実施する次の対象建築物ごとの『建築物石綿含有建材調査者講習』を受講し、修了考査に合格した者とされています。

つきましては、調査の実施に当たっては、調査者による事前調査の施行が、**令和5年10月1日**であったことから、本講習に修了した調査者を確保することにご留意願います。

なお、**令和4年4月**以降に着工する一定規模以上の建築物・工作物などの解体・改修工事については、所轄の労働基準監督署などに対し、元請事業者が、あらかじめ、石綿の有無に関する『事前調査結果の報告』が義務付けられていますので併せてご留意ください。

1 建災防大分県支部が実施する講習

建築物石綿含有建材調査者講習〔一般建築物〕

※ 一般建築物：一戸建て等を含む全ての建築物



2 主な受講資格

- ① 石綿作業主任者技能講習修了者
- ② 大学において、**建築**に関する課程を修めて卒業した後、**建築**に関して**2年以上**の実務経験を有する者
- ③ 短期大学において、**建築**に関する課程を修めて卒業した後、**建築**に関して**3年以上**の実務経験を有する者
- ④ 高等学校等において、**建築**に関する課程を修めて卒業した後、**建築**に関して**7年以上**の実務経験を有する者
- ⑤ **建築**に関して**11年以上**の実務経験を有する者
- ⑥ 特定化学物質等作業主任者技能講習修了者〔平成18年3月までの修了者に限る。〕で、建築物石綿含有建材調査に関して**5年以上**の実務経験を有する者

※ 受講資格は、このほかにも規定されており、詳細は、「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」〔平成30年10月23日付け〕の第7条を参照してください。



建設業労働災害防止協会 大分県支部



建災防 大分県支部



で検索！！